

広島県NPO法人等活動継続支援金

申請の手引き



令和2年10月

広島県

(環境県民局県民活動課)

目次

○ はじめに	1
○ 申請の流れ	2
○ 申請手続きについて	
1 支援金の交付対象法人	3
2 対象要件	3
3 支援金の額	5
4 提出書類	6
5 提出先	6
6 申請期間	7
7 審査後の流れ	7
8 問合せ先	8
○ 様式・様式例及び記載例	9
(別冊)	
○ 広島県NPO法人等活動継続支援金 Q&A	

はじめに

本支援金の概要

本支援金は、新型コロナウイルス感染症の影響により寄付や会費等の収入が減少し、社会貢献活動の継続に支障が生じている県内のNPO法人等に対する支援として実施するものであり、新型コロナウイルス感染症の影響下及び影響後においても、社会貢献活動を継続して行っていただくことを目的としています。

【対象法人】 広島県内に主たる事務所を有し、県内で社会貢献活動を行う
特定非営利活動法人（NPO法人）、一般社団法人、一般財団法人

※NPO法人には認定（特例認定）を受けた法人を、一般社団法人及び一般財団法人には公益認定を受けた法人を含む

【対象要件】

- ◆ 新型コロナウイルスの影響により、寄附金等の対象となる収入の総額が、令和2年1月～12月の連続する6か月又は1年間に前年同期比50%以上減少していること
- ◆ 寄附金等を主な収入源とするNPO法人を対象とした国の持続化給付金において、事前確認の対象となるNPO法人に該当しないこと
- ◆ 対象期間の前年同期の始期以前に設立していること
- ◆ 令和2年4月1日時点で常時使用する者が100人以下であること
（※一般財団法人の場合は、上記かつ法人に拠出されている財産の額が5千万円未満であること。）
- ◆ 選挙・宗教の普及に係る活動を主たる目的としていないこと
- ◆ 暴力団及び暴力団員と関わりを持っていないこと

【対象となる収入】 寄附金、会費、助成金等、法人の収入のうち事業収入を除いたもの

※行政からの委託金及び補助金は対象となる収入に含まれません。

【支給金額】 1法人あたり上限30万円

※ただし、対象期間の前年同期の対象となる収入の総額からの減少分が上限

申請期間

申請手続きの詳細は、[3ページ以降をご確認ください。](#)

令和2年11月2日（月）～ 令和3年1月29日（金）まで【消印有効】

予算の上限に達し次第、募集を締め切りますのでご注意ください。

申請等のお問合せ

広島県NPO法人等活動継続支援金 事務局 （以下、「事務局」という。）

（株式会社マイティネット：業務委託事業者）

専用電話：082-208-3210

受付時間：9：00～17：00（土日祝、12/29～1/3を除く）

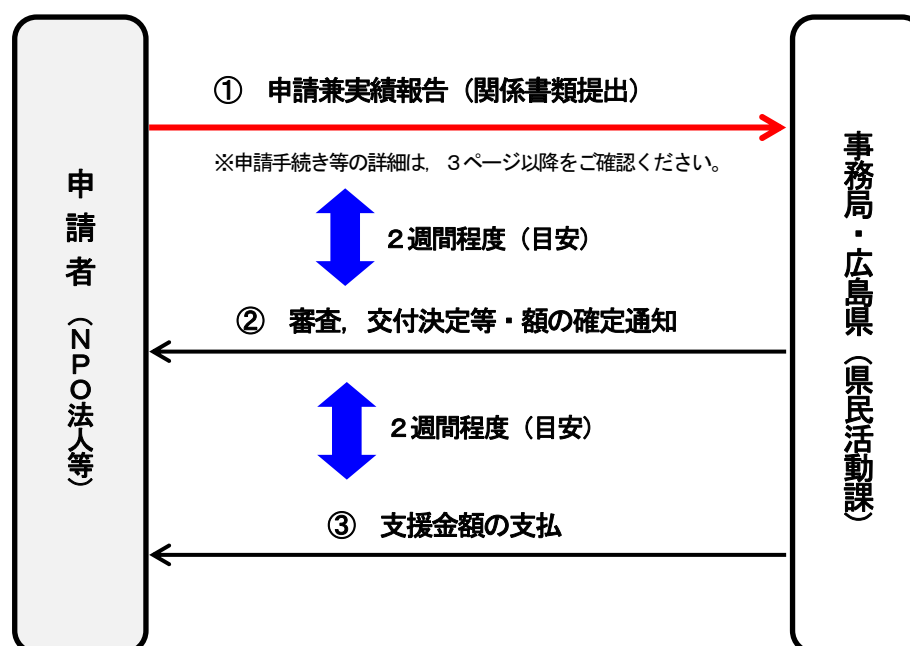
※本申請の手引き及び県ホームページ掲載情報をご覧いただき、ご不明な点がございましたらお問合せください。

県ホームページ



申請の流れ

- ① 申請者は、申請書類等を事務局へ提出します。
※ 申請書類について不備や不明な点がある場合は、事務局からご連絡いたしますので、ご対応をお願いします。
- ② 提出された申請書類等は、事務局及び県が内容について審査を行います。
審査結果を踏まえて、県において交付決定や支援金額の確定等を行い、申請者へ通知します。
- ③ 支援金の支払いは、交付決定後2週間程度を目安に、申請時に指定された口座へ振込により行う予定です。



〔 本支援金は、交付申請と実績報告を同時に行うため、
審査を経て、交付決定等と支援金額の確定も同時に行い、支払いを行う流れになります。 〕

- ※ 申請が殺到した場合には、審査や支払いにお時間をいただくことがあります。予めご了承ください。
- ※ 原則、1法人あたり申請は1回限りですが、2回目の申請が可能な場合があります。
詳しくは、7ページをご確認ください。

申請手続きについて

本支援金に申請しようとする法人は、支援金の交付の要件に当てはまることを確認のうえ、必要書類を添えて、期限内に提出してください。

1 支援金の交付対象法人

特定非営利活動法人（NPO法人）、一般社団法人、一般財団法人

※本支援金において、「NPO法人等」とは、上記の法人のことをいいます。

※NPO法人には認定（特例認定）を受けた法人を、一般社団法人及び一般財団法人には公益認定を受けた法人を含みます。

2 対象要件

次の(1)から(6)までの要件すべてを満たす必要があります。

(1) 広島県内に主たる事務所を有し、広島県内において社会貢献活動(※1)を行っているNPO法人等であり、対象期間(※2)の前年同期の始期以前に設立していること(※3)

※1 「社会貢献活動」

非営利かつ公益の増進に寄与する活動。

非営利とは財産の配分を目的としないこと、公益とは不特定かつ多数の者の利益のことをいいます。

※2 「対象期間」

寄附金等の対象となる事業外収入の総額が、前年同期比で50%以上減少している、次のア・イのうちのいずれかの期間を選択してください。

ア 令和2年1月から12月までのうち、任意の連続した6か月間（例：1～6月、3～8月 等）

イ 令和2年1月から12月までの1年間

※3 「対象期間の前年同期の始期以前に設立していること」

対象期間の収入を前年同期と比較するため、対象期間の始期において設立後1年以上経過しており、法人としての活動実績があることを確認するためのものです。詳しくは、早見表でご確認ください。

● 早見表

対象期間	選択する対象期間	対象期間の前年同期の始期
6か月	令和2年1月～6月	平成31年1月
	令和2年2月～7月	平成31年2月
	令和2年3月～8月	平成31年3月
	令和2年4月～9月	平成31年4月
	令和2年5月～10月	令和元年5月
	令和2年6月～11月	令和元年6月
	令和2年7月～12月	令和元年7月
1年間	令和2年1月～12月	平成31年1月

1日以前に
設立している法人が
対象です。

(2) 令和2年4月1日時点で常時使用する者(※4)が100人以下であること、

かつ、一般財団法人の場合は、当該法人に拠出されている財産の額が5千万円未満であること

※4 「常時使用する者」

労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を指します。

パート、アルバイト、派遣職員、契約職員、非正規職員及び出向者については、当該条文をもとに個別に判断してください。役員（職員を兼ねていない場合）は、予め解雇の予告を必要とする者には該当しないため、「常時使用する者」には含みません。

(3) 対象期間(※2)において、事業外収入(※5)の総額が新型コロナウイルス感染症の影響により
前年同期比 50%以上減少していること

令和2年1月～12月のうち、連続する任意の6か月又は1年間において、寄附金や会費等の対象となる事業外収入の総額が、新型コロナウイルス感染症の影響により、前年同期比で50%以上減少している場合、対象となります。

<確認方法> ※申請書にも記載箇所があります。

$$\frac{([A] \text{ 対象期間の前年同期における事業外収入総額} - [B] \text{ 対象期間における事業外収入総額})}{[A]} \times 100 \geq 50\%$$
 であること

※5 「事業外収入」

寄附金、会費、助成金等、法人の収入のうち事業収入を除いたものが対象となります。
ただし、国及び地方公共団体からの委託金及び補助金は対象に含みません。

(科目例)

該当区分	NPO法人会計基準	公益法人会計基準
○	受取会費（正会員、賛助会員等） 受取寄附金 受取助成金、補助金等（民間からのものに限る） その他収益（受取利息、為替差益、雑収益）	受取入会金、 受取会費（正会員、特別会員、賛助会員等） 受取補助金等 ・受取民間補助金 ・受取民間助成金 受取負担金 受取寄附金 基本財産運用益、特定資産運用益 雑収益（受取利息、有価証券運用益、為替差益、雑収益）
×	受取助成金、受取補助金（国、地方公共団体からのもの） 事業収益、売上高、サービス利用の対価としての性格を持つ会費	事業収益 受取補助金等 ・受取国庫補助金、助成金 ・受取地方公共団体補助金、助成金

(留意点)

- 国または地方公共団体からの新型コロナウイルス関連の支援金等（給付金・支援金・助成金等）の収入については、対象期間の事業外収入に含みません。
- 対象となる事業外収入に該当するか判断がつかない場合は、事務局へご相談ください。

(4) 寄附金等を主な収入源とするNPO法人を対象とした国の持続化給付金において、事前確認(※6)の対象となるNPO法人に該当しないこと

※6 「事前確認」

令和2年9月29日(火)から、寄附金等を主な収入源とするNPO法人を対象として、「寄附金等」を「売上」の算定に含めることができる、国の持続化給付金の取扱いが追加され、受付が開始されています。

<参考> 内閣府NPOホームページ <https://www.npo-homepage.go.jp/news/jizokuka/>

持続化給付金の「事前確認」の対象は、次のすべてを満たすNPO法人です。

追加された取扱いに係る持続化給付金を受給しようとする場合、事前確認事務センターによる「事前確認」が必要です。

- ① 前事業年度の寄附金等(受取寄附金、会費収入、受取助成金・補助金の合計)が、経常収益の5割以上である法人
- ② 令和2年1月以降の任意の月(対象月)で、寄附金等と事業収益の合計額が、前年同月比で5割以上減少した法人
- ③ 対象月で事業費支出が前年比で減少するなど、新型コロナウイルス感染症の拡大により事業活動に影響を受けた法人
- ④ 特定非営利活動に係る事業につき、前年度の活動実績がある法人

(注) 令和2年1月から3月に認証された法人は、認証後の活動実績等

(5) 選挙や宗教の普及に係る活動を主たる目的としていないこと

(6) 暴力団及び暴力団員と関わりを持っていないこと(※7)

※7 「暴力団及び暴力団員と関わりを持っていないこと」

次のいずれにも該当していないこと

- ア 広島県暴力団排除条例(平成22年広島県条例第37号)に規定する暴力団又は暴力団員等
- イ 役員等(法人の代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これと社会的に非難されるべき関係を有している者

3 支援金の額

1 法人 **30万円** を上限に、対象期間の前年同期からの減少分を交付します。

《支給金額の計算方法》

[A] - [B] ≥ 30万円 のときは、30万円

[A] - [B] < 30万円 のときは、[A] - [B] の金額

[A] 対象期間の前年同期における事業外収入総額 [B] 対象期間における事業外収入総額

[A] - [B]	交付上限金額
30万円以上	30万円
30万円未満	減少額

※原則、1法人あたり申請は1回限りですが、2回目の申請が可能な場合があります。詳しくは、7ページをご確認ください。



4 提出書類

申請に必要な様式等は、広島県のホームページからダウンロードすることができます。

【広島県ホームページURL】「広島県NPO法人等活動継続支援金」

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/npo/covit-19-npo-katsudokeizokushienkin.html>

ホームページからのダウンロードのほか、郵送により事務局から送付することも可能です。(郵送料法人負担)

提出書類

	提出書類	記載内容・書類例				
①	申請書兼実績報告書	〔別記様式第1号〕				
②	登記履歴事項全部証明書	申請日において発行から6か月以内のもの ※6か月以内に発行されたものであれば、写しでも可 なお、写しの場合は、原本と相違ないことの証明を付すこと (記載例) <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td>この写しは、原本と相違ないことを証明します。</td> </tr> <tr> <td>令和 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>〇〇〇〇法人××××</td> </tr> <tr> <td>理事長(代表理事) 〇〇〇〇 印</td> </tr> </table>	この写しは、原本と相違ないことを証明します。	令和 年 月 日	〇〇〇〇法人××××	理事長(代表理事) 〇〇〇〇 印
この写しは、原本と相違ないことを証明します。						
令和 年 月 日						
〇〇〇〇法人××××						
理事長(代表理事) 〇〇〇〇 印						
③	令和2年4月1日現在の従業員名簿等	令和2年4月1日現在の従業員の総数・各人の氏名が分かるもの ※名簿には法人名を記載のこと 〔様式例1〕従業員名簿(令和2年4月1日現在)、又は法人の既存の名簿等				
④	申請日における前事業年度の事業報告書及び計算書類	法人の事業報告書及び計算書類等 ※〔様式例2〕に記載された内容が分かるもの				
⑤	対象期間の事業外収入の額が確認できる書類	次のア・イの書類を併せて提出してください。 ア〔様式例3の1(対象期間6か月用)〕又は〔様式例3の2(対象期間1年間用)〕 イ 記載された金額の整合性が確認できる書類として、 法人が普段作成している【経理ソフト等から抽出したデータ、Excelデータ、手書きの帳簿などの写し】				
⑥	対象期間の前年同期の事業外収入の額が確認できる書類					
⑦	振込先金融機関の名称及び口座名義等を確認することができる書類	法人名義の口座通帳、キャッシュカードなどの写し ※金融機関名・支店名・支店番号・口座種別・口座番号・口座名義が分かる部分				
●	添付書類チェックリスト ……	申請前の確認用にご活用ください				

※その他必要に応じ、追加で資料の提出をお願いすることがありますので、ご協力をお願いします。

申請後に変更が生じた場合の提出書類

申請内容に変更が生じた場合には、速やかに、〔様式第2号〕により変更申請書を提出してください。
また、変更内容が確認できる根拠資料を添付してください。

5 提出先

申請する法人は、4 提出書類 を郵送により、事務局へ提出してください。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、持参での提出は受け付けておりません。

宛先

〒730-0805 広島市中区十日市町1丁目3-34 本川信愛ビル3階
広島県NPO法人等活動継続支援金事務局 宛て

6 申請期間

令和2年11月2日（月）～ 令和3年1月29日（金）【消印有効】

※予算の上限に達し次第、募集を締め切りますのでご注意ください。

7 審査後の流れ

(1) 審査後の手続

① 審査結果の通知（交付決定・支援金額の確定等の通知）

審査結果は、申請書に記載された所在地へ郵送により通知します。

順次審査の上、交付決定等を行う予定としていますが、申請内容や申請状況により、審査にお時間をいただく場合や申請順に関わらず交付決定等を行う場合があります。予めご了承ください。

② 支援金の交付

審査結果の通知（交付決定通知書兼額の確定通知書）を送付してから、2週間程度を目安に、指定された法人名義の口座へ振込により、支援金を支払います。

(2) 2回目の申請（追加申請）について

- 次の条件をすべて満たす場合には2回目の申請（追加申請）が可能です。
 - ・ 1回目の申請における対象期間が6か月で、交付決定額が30万円未満であったこと
 - ・ 対象期間を1年間とした場合においても、事業外収入総額が前年同期比50%以上減少し、その減少額が1回目の交付決定額を超えていること
- 2回目の交付決定額は、対象期間を1年間としたときの事業外収入総額の減少額と1回目の交付決定額との差額となります。（上限30万円）

2回目申請（追加申請）時の提出書類

	提出書類	記載内容・書類例
①	申請書兼実績報告書	〔別記様式第1号〕 ※標題を、広島県NPO法人等活動継続支援金交付申請書兼実績報告書「(2回目)」と書き換えること
⑤	対象期間の事業外収入の額が確認できる書類	次のア・イの書類を併せて提出してください。 ア 〔様式例3の2 (対象期間1年間用)〕 イ 記載された金額の整合性が確認できる書類として、法人が普段作成している【 <u>経理ソフト等から抽出したデータ, Excelデータ, 手書きの帳簿などの写し</u> 】
⑥	対象期間の前年同期の事業外収入の額が確認できる書類	※1回目の申請と重複する書類については省略可能

※6ページ **4 提出書類** のうち②～④及び⑦については、1回目の申請と重複するため、変更がない場合は省略することができます。

※申請書の宛先は、1回目申請時と同様です。

(3) 関係書類の保存

- 支援金の交付を受けた法人は、申請に関係する帳簿及び書類を、支援金の額の確定日から起算して、5年を経過した日の属する県の会計年度の末日(令和8年3月末)まで、県からの求めがあった際に、いつでも閲覧に供することができるように保存しておかなければなりません。
- 提出した書類の写しを、控えとして保存するようにしてください。
- 関係書類が保存されていない場合は、交付決定を取り消すとともに、支援金の返還を求める場合があります。

8 問合せ先

申請手続等についてご不明な点がありましたら、電話によりお問合せください。

広島県NPO法人等活動継続支援金 事務局

(株式会社マイティネット：業務委託事業者)

専用電話：082-208-3210

受付時間：9：00～17：00（土日祝、12/29～1/3を除く）

様式・様式例及び記載例

- 様式第1号 広島県NPO法人等活動継続支援金交付申請書兼実績報告書
- 様式第2号 広島県NPO法人等活動継続支援金申請内容変更申請書
- 様式第3号の1 広島県NPO法人等活動継続支援金交付決定通知書兼額の確定通知書
- 様式第3号の2 広島県NPO法人等活動継続支援金不交付決定通知書

- ◆ 様式例1 従業員名簿（令和2年4月1日現在）
- ◆ 様式例2 事業報告書および活動計算書
- ◆ 様式例3の1 事業外収入確認シート〔対象期間6か月のとき〕
- ◆ 様式例3の2 事業外収入確認シート〔対象期間1年間のとき〕

広島県知事 様

所在地 〒

法人名

代表者職氏名

印

担当者名 (Tel: - -)

メールアドレス @

法人番号																			
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

広島県NPO法人等活動継続支援金交付申請書兼実績報告書 (1回目)

広島県NPO法人等活動継続支援金交付要綱 (以下「交付要綱」という。)の規定に基づき, 交付要綱第3条に規定する要件に該当するため, 交付要綱第5条及び第9条の規定により, 関係書類を添えて提出します。

1 交付申請額 (実績報告額) 等

対象期間 ※該当に○, 6か月間の場合は月を記入	・6か月間 (令和2年 月~ 月) ・1年間 (令和2年1月~12月)	前年同期比 [(A-B)/A] ※50%以上
対象期間の前年同期における事業外収入 [A]	円	%
対象期間における事業外収入 [B]	円	
既交付決定額(確定額) [C] ※1回目の場合は記入不要	円	*次により算定した額を記入すること 1回目 [A-B] < 300,000 ⇒ [A-B] [A-B] ≥ 300,000 ⇒ 300,000 2回目 [A-B] < 300,000 ⇒ [A-B-C] [A-B] ≥ 300,000 ⇒ [300,000-C]
交付申請額 (実績報告額) *	円	

2 申請者の概要

社会貢献活動の内容 ※非営利かつ公益の増進に寄与する活動 (活動場所を明記のこと)	
従業員数等 (R2.4.1現在) ※100人以下	人 ※常時使用する者の数
拠出財産額 ※5千万円未満	円 ※一般財団法人のみ記入

3 その他の要件に関する確認等

- ① ① 交付要綱第3条第1項第4号から第6号について, 規定のとおり相違ありません。 該当チェック
- ・第4号: 国の持続化給付金 (寄附金を主な収入源とするNPO法人) の対象に該当しないこと
 - ・第5号: 選挙・宗教の普及を主たる活動としていないこと
 - ・第6号: 暴力団等に該当せず, 又は関係等を有していないこと
- ② 暴力団又は暴力団員等に関する事項について, 警察機関に照会することに同意します。

4 振込先

※ 通帳の写し等口座が確認できる書類を添付すること

金融機関名	本・支店名	金融機関コード	支店コード
預金種目 (該当に○)		口座番号 (右詰めで記入)	
普通 (総合) ・ 当座			
フリガナ			
口座名義			

(注) 交付要綱第5条第3項に規定する追加の交付申請等の場合は, 標題末尾を「(2回目)」とする。

別記様式第1号(第5条, 第9条関係)

令和2年 11月 2日

広島県知事 様

所在地 〒730-8511 広島市中区基町10-52
 法人名 特定非営利活動法人ケンカツ
 代表者職氏名 理事長 広島 太郎
 担当者名 県庁 花子 (TEL: 082-513-2721)
 メールアドレス kenkatsu@pref.hiroshima.npo.jp



法人番号	7	7	7	7	7	1	2	3	4	5	6	8	9
------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

広島県NPO法人等活動継続支援金交付申請書兼実績報告書 (1回目)

広島県NPO法人等活動継続支援金交付要綱(以下「交付要綱」という。)の規定に基づき、交付要綱第3条に規定する要件に該当するため、交付要綱第5条及び第9条の規定により、関係書類を添えて提出します。

1 交付申請額(実績報告額)等

6か月を選択の場合は、該当月を記入すること。

小数点第2位以下は切り捨てて記入すること。

対象期間 ※該当に○, 6か月間の場合は月を記入	・6か月間(令和2年3月~8月) ・1年間(令和2年1月~12月)	前年同期比 [(A-B)/A] ※50%以上
対象期間の前年同期における事業外収入 [A]	240,000 円	58.3 %
対象期間における事業外収入 [B]	100,000 円	
既交付決定額(確定額) [C] ※1回目の場合は記入不要	— 円	*次により算定した額を記入すること 1回目 [A-B] < 300,000 ⇒ [A-B] [A-B] ≥ 300,000 ⇒ 300,000 2回目 [A-B] < 300,000 ⇒ [A-B-C] [A-B] ≥ 300,000 ⇒ [300,000-C]
交付申請額(実績報告額) *	140,000 円	

2 申請者の概要

社会貢献活動の内容 ※非営利かつ公益の増進に寄与する活動(活動場所を明記のこと)	広島県〇〇市××町/××地域/××公民館(活動場所)において、市内の高齢者や子ども達(対象者)を対象に、地元の食材を使った地産地消の料理教室や地域の清掃により集まった樹木や葉を用いたクラフト教室を週1回行っている。(活動内容の概要)
従業員数等 (R2.4.1現在) ※100人以下	20 人 ※常時使用する者の数
拠出財産額 ※5千万円未満	— 円 ※一般財団法人のみ記入

3 その他の要件に関する確認等

- ① ① 交付要綱第3条第1項第4号から第6号について、規定のとおり相違ありません。 該当チェック
 - ・第4号: 国の持続化給付金(寄附金を主な収入源とするNPO法人)の対象に該当しないこと
 - ・第5号: 選挙・宗教の普及を主たる活動としていないこと
 - ・第6号: 暴力団等に該当せず、又は関係等を有していないこと
- ② 暴力団又は暴力団員等に関する事項について、警察機関に照会することに同意します。

4 振込先

※ 通帳の写し等口座が確認できる書類を添付すること

金融機関名	本・支店名	金融機関コード	支店コード
広島銀行	県庁支店	0 1 6 9	0 0 8
預金種目(該当に○)		口座番号(右詰めで記入)	
普通(総合)	・ 当座	7 6 5 4 3 2 1	
フリガナ	トクヒ) ケンカツ		
口座名義	特定非営利活動法人ケンカツ		

(注) 交付要綱第5条第3項に規定する追加の交付申請等の場合は、標題末尾を「(2回目)」とする。

令和 年 月 日

広島県知事 様

所在地 〒

法人名

代表者職氏名

印

担当者名 (Tel: - -)

広島県NPO法人等活動継続支援金申請内容変更申請書

令和 年 月 日付け広島県NPO法人等活動継続支援金交付申請書兼実績報告書に記載した内容に変更が生じたので、広島県NPO法人等活動継続支援金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて提出します。

[変更の内容]

変更前	変更後

※ 変更内容がわかる資料を添付すること

令和 年 月 日

（申請者の住所，法人名，代表者氏名等）様

広島県知事

広島県NPO法人等活動継続支援金交付決定通知書兼額の確定通知書

令和 年 月 日付けで申請の広島県NPO法人等活動継続支援金については，広島県NPO法人等活動継続支援金交付要綱第7条第1項及び第10条の規定により，次のとおり交付を決定するとともに，額を確定したので通知します。

なお，虚偽の申請をしたことが判明した場合は，補助金の返還を求めることがあります。

1	交付決定額	金	円
	〔 1回目	金	円 〕
	合計	金	円 〕
2	確定額	金	円
	〔 1回目	金	円 〕
	合計	金	円 〕

（注）交付要綱第5条第1項に規定する交付申請等に対する通知の場合は，〔 〕部分を削除する。

令和 年 月 日

（申請者の住所，法人名，代表者氏名等）様

広島県知事

広島県NPO法人等活動継続支援金不交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請の広島県NPO法人等活動継続支援金については、広島県NPO法人等活動継続支援金交付要綱第7条第2項の規定により、交付しないことに決定したので通知します。

(様式例1)

作成の際は削除してください

令和 年 月 日

従業員名簿(令和2年4月1日現在)

所在地	
法人名	

従業員数 計

人

No.	従業員氏名	備考(職名など)
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		
21		
22		
23		
24		
25		
26		
27		
28		
29		
30		

※必要に応じて、行の増減をおこなってください。

(様式例2)

作成の際は削除してください

○ 年 度 事 業 報 告 書

(平成○年○月○日から令和○年○月○日まで)

法人名を適宜修正してください

特定非営利活動法人○○○○

● 事業の実施に関する事項

(1) 社会貢献活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	事業費の金額 (単位:円)
(参考) 事業費の合計						

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載した事業)	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	事業費の金額 (単位:円)

注1 (1)には社会貢献活動に係る事業, (2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載してください。

2 (1)については, 事業毎に事業名, 事業内容, 実施日時, 実施場所, 従事者の人数, 受益対象者の範囲及び人数並びに支出額をそれぞれ記載してください。

3 (1)のうち「受益対象者の範囲及び人数」の欄には, 具体的な受益対象者及び人数を記載してください。

4 (2)については, 事業毎に事業名, 事業内容, 実施日時, 実施場所, 従事者の人数及び支出額をそれぞれ記載し, 該当する事業を行わなかった場合は記載する必要はありません。

5 用紙の大きさは, 日本工業規格 A 列4でお願いします。

作成の際は削除してください

(様式例2)

当該事業年度の自至年月日を記載

〇〇年度 活動計算書

××年×月×日から××年×月×日まで

特定非営利活動法人〇〇〇〇

(単位：円)

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	×××		×××
.....	×××		×××
2. 受取寄附金			
受取寄附金	×××		×××
施設等受入評価益	×××		×××
.....	×××		×××
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	×××		×××
.....	×××		×××
4. 事業収益			
〇〇事業収益	×××		×××
△△事業収益		×××	×××
5. その他収益			
受取利息	×××		×××
雑収益	×××		×××
.....	×××		×××
経常収益計	×××	×××	×××
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	×××	×××	×××
法定福利費	×××	×××	×××
退職給付費用	×××		×××
福利厚生費	×××	×××	×××
.....	×××		×××
人件費計	×××	×××	×××
(2) その他経費			
会議費	×××		×××
旅費交通費	×××	×××	×××
施設等評価費用	×××		×××
減価償却費	×××		×××
支払利息	×××		×××
.....	×××		×××
その他経費計	×××	×××	×××
事業費計	×××	×××	×××
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	×××		×××
給料手当	×××		×××
法定福利費	×××		×××
退職給付費用	×××		×××
福利厚生費	×××		×××
.....	×××		×××
人件費計	×××		×××
(2) その他経費			
会議費	×××		×××
旅費交通費	×××		×××
減価償却費	×××		×××
支払利息	×××		×××
.....	×××		×××
その他経費計	×××		×××
管理費計	×××		×××
経常費用計	×××	×××	×××
当期経常増減額	×××	×××	×××
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益	×××		×××
.....	×××		×××
経常外収益計	×××		×××
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損	×××		×××
.....	×××		×××
経常外費用計	×××		×××
経理区分振替額	×××	△×××	×××
当期正味財産増減額	×××	×××	×××
前期繰越正味財産額			×××
次期繰越正味財産額			×××

貸借対照表の「正味財産合計」と金額が一致することを確認する

前事業年度の活動計算書の「次期繰越正味財産額」と金額が一致することを確認する

貸借対照表をなる内表示する場合は、正味財産額は表示しない

その他の事業を実施していない場合は、「その他の事業」欄の数字をすべてゼロとする、あるいは活動計算書（その他事業なし）の様式例を使い、脚注に「※今年度はその他の事業を実施していません。」と明記する

(様式例3の1)

作成の際は削除してください

令和 年 月 日

事業外収入確認シート〔対象期間6か月のとき〕

所在地	
法人名	
対象期間	令和2年 1 月 ~ 令和2年 6月

対象期間の開始月を入力してください。

1 対象期間の前年同期の事業外収入

必要に応じて種別の名称の変更や列の増減を行ってください

	受取寄附金	受取会費	受取助成金	受取補助金	雑収入		月額計
平成31年 1月							
平成31年 2月							
平成31年 3月							
平成31年 4月							
令和元年 5月							
令和元年 6月							
種別計							

[A]

2 対象期間の事業外収入

	受取寄附金	受取会費	受取助成金	受取補助金	雑収入		月額計
令和2年 1月							
令和2年 2月							
令和2年 3月							
令和2年 4月							
令和2年 5月							
令和2年 6月							
種別計							

[B]

[A]-[B]/[A]=

※対象期間及び前年同期の事業外収入が確認できる書類の写し (経理ソフト等から抽出したデータ, Excelデータ, 手書きの帳簿など)を添付してください。

(様式例3の2) 作成の際は削除してください

令和 年 月 日

事業外収入確認シート〔対象期間1年間のとき〕

所在地	
-----	--

法人名	
-----	--

対象期間	令和2年1月～令和2年12月
------	----------------

1 対象期間の前年同期の事業外収入

必要に応じて種別の名称の変更や列の増減を行ってください

	受取寄附金	受取会費	受取助成金	受取補助金	雑収入		月額計
平成31年1月							¥0
平成31年2月							¥0
平成31年3月							¥0
平成31年4月							¥0
令和元年5月							¥0
令和元年6月							¥0
令和元年7月							¥0
令和元年8月							¥0
令和元年9月							¥0
令和元年10月							¥0
令和元年11月							¥0
令和元年12月							¥0
種別計	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0

[A]

2 対象期間の事業外収入

	受取寄附金	受取会費	受取助成金	受取補助金	雑収入		月額計
令和2年1月							¥0
令和2年2月							¥0
令和2年3月							¥0
令和2年4月							¥0
令和2年5月							¥0
令和2年6月							¥0
令和2年7月							¥0
令和2年8月							¥0
令和2年9月							¥0
令和2年10月							¥0
令和2年11月							¥0
令和2年12月							¥0
種別計	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0

[B]

[A] - [B] / [A] =

※対象期間及び前年同期の事業外収入が確認できる書類の写し
 (経理ソフト等から抽出したデータ, Excelデータ, 手書きの帳簿など)を添付してください。

